

報告第 9 号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、訴えの提起について次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 23 年 7 月 8 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

専決処分書

訴えの提起について、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成23年6月22日

足立区長 近 藤 弥 生

訴えの提起について

足立区は、下記により東京地方裁判所に対し、訴えを提起する。

1 相手方

足立区所在の法人

2 訴えの要旨

足立区は、足立区自転車等の駐車秩序及び自転車等駐車場の整備に関する条例施行規則及び足立区民営自転車等駐車場補助金交付要綱に基づき、平成21年7月9日付返還を決定した補助金2,000,000円及び遅延損害金並びに訴訟費用を請求する。

3 訴訟遂行の方針

弁護士を訴訟代理人に選任し、訴訟を遂行する。